

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。



町内全世帯を対象に

自治会保険に加入しています

各地区で行っている奉仕活動やスポーツ大会、お祭りなどに参加している間におこったケガは、ケガをされた方も関係者の方も大変です。

住民のみなさまが自治会活動に参加している間のケガによる入院・通院・後遺障害・万一の死亡を補償するため、町では町内全世帯の住民を対象に自治会活動保険に加入しています。補償内容と保険金の限度額は下表のとおりです。

もし事故にあったら、すぐにご連絡ください。保険事故の連絡が遅れた場合などは保険金の

自治会活動保険		保険金額
補償内容		
賠償責任(対人・対物補償)		1億円
傷 害	死亡・後遺障害	300万円
	入院(1日につき)	2,000円
	通院(1日につき)	1,000円
傷害見舞費用		10万円

受け取りができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

電話で放送内容の確認ができます

防災行政無線で放送された内容を、ご自宅の電話を使って確認できます。

- ① 放送確認ダイヤル(☎63・1666)に電話を掛けます。
- ② 音声ガイダンスの後に放送が流れます。ガイダンスに従い、操作してください。

ご確認頂ける放送は、24時間前までの放送です。回線の都合上、つながりにくい場合もありますが、そのようなときは時間をおいて再度お試しくください。

※電話回線がアナログの場合はご利用できませんので、あらかじめご了承ください。



中退共 職金 共済制度

CHU 小企業 退 職金 共 済 制 度

中小企業
未〆と安心、
退職金。

そうだ 中退共に相談しよう。

中退共は半世紀で100万社以上の中小企業が活用してきた、国の退職金制度です。

安心・確実!
掛金の一部を国が助成!

有利!
掛金は全額非課税、手数料なし

カンタン管理!
社外理立型だから手間いらず

パートさんや
家族従業員も加入できます!

ホームページで「中小企業の強い味方! 中退共制度」
動画配信中

中退共 検索

独立行政法人経済産業局 中小企業退職金共済制度本部
〒110-8055 東京都豊島区池袋1-29-1 TEL.03-6467-1234 FAX.03-5955-8211



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

児童扶養手当 特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

期間は、児童扶養手当が8月3日～8月31日まで、特別児童扶養手当は8月11日～9月10日までとなっています。

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、手当の受給資格があっても8月分以降の手当が受けられませんので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

※現在、児童扶養手当を受けている方には、7月以降、役場からお知らせしていますので、手続きをお願いします。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障がいがある場合は20歳未満）まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額

児童扶養手当	
子1人	月 額
全額支給額	42,000円
一部支給額	41,990円～9,910円(10円単位)
第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算	

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額

特別児童扶養手当	
級	月 額
1級	51,100円
2級	34,030円

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ
ロック囲い・素
ぼりの穴を利
用したものや、
法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

